



—日本の死刑廃止論者— 幸 徳 秋 水

目次

一 死刑廃止運動における秋水の行実	2
二 その生涯の大略	5
三 余語録	6

安形 静男

(プロフィール)

昭和10（1935）年静岡県生まれ。元・関東地方更生保護委員会委員。元・宮崎産業経営大学法学部教授。ホトトギス同人。更生保護法人更新会参与。

主な編著書に「死刑問題文献目録」（2007年、宮崎産業経営大学法学会）、「社会内処遇の形成と展開」（2005年、日本更生保護協会）、「更生保護関係文献目録」

（1990年、日本更生保護協会）、句集「机上の林檎」（2007年、阿蘇叢書）、主な共編著書に「更生保護50年史」（2000年、日本更生保護協会）、「更生保護史の人びと」（1999年、日本更生保護協会）、「静岡県勸善会百年史」（1994年、金原治山治水財団ほか）、「講座少年保護（3）処遇と予防」（1983年、大成出版社）、「保護観察のための処遇ハンドブック」（1977年、文教書院）など。

初出：「刑罰史研究」14号 平成11年7月1日発行「幸徳秋水の死刑廃止論—日本の死刑廃止論者（一）—」

引用方法：安形静男「—日本の死刑廃止論者—幸徳秋水」（CrimeInfo 2024年）。

幸徳秋水(一八七一～一九一一)がいわゆる大逆事件により死刑に処せられたことは、広く知られている。しかし、彼がそれ以前に死刑廃止論者であったという事実の方は、法曹界においてもあまり知られていないことのように見える。

というのは、明治以来の死刑論を展望した高名な学究、すなわち家永三郎¹、正木亮²、斎藤静敬³、辻本義男⁴、団藤重光⁵の諸氏の著書・論文には、いずれも秋水の死刑廃止論に言及がなされておらず、近年に至り三原憲三氏の著書⁶、後義輝氏の論文⁷に紹介されたにとどまるからである。秋水ら大逆事件の関係者の死刑の執行は、宣告の日から六日の後に、疾風迅雷の如く行われた。秋水は、死刑の宣告を受けた後に初めて「死刑とはなんぞや」と問い直したのではなく、つとに死刑廃止論者であった者が、死刑の宣告を受け、死刑の執行を受けたのである。

一 死刑廃止運動における秋水の行実

幸徳秋水は、明治三十四年五月に結成されながら直ちに解散を命ぜられた社会民主党の一員であった。このことによって、彼はすでに死刑廃止論者であったとも言える。拙稿「日本の死刑廃止論者—安部磯雄」において述べたように、社会民主党宣言は、その綱領に、「死刑を全廃すること」という一項を具えていた⁸。しかしながら、この綱領を起草した安部磯雄は、社会民主党がいかなる論拠をもって死刑廃止を唱えるかについては明らかにしてはいない。

他方、秋水は、明治三十五年三月三日付けの「^{よるずちようほう}萬朝報」に堂々の死刑廃止論を発表している。秋水は、ほとんどがキリスト者である社会民主党の面々の中で、『基督抹殺論』を執筆するほどの耶蘇嫌いであったし、この死刑廃止論も、社会民主党宣言のそれに関連して書かれたものではない。しかし、彼等の社会主義運動における一連の主張の系譜の中に位置づけられるものではあろう。

まず、その全文を紹介することとしよう⁹。

「死刑廃止 秋水

刑法改正に就て議すべきこと多し。就中吾人の最も重要緊急の事として希望する所ハ死刑廃止是れ也。

人ハ人を殺すの権利なし。殺人ハ如何なる場合に於ても罪惡也。個人の手に於てするの殺人が罪惡なると同時に、^{りんち}私刑の時に於てするの殺人が罪惡なると同時に、国家法律の名に於てする殺人も、亦罪惡ならざる可らず。然り文明の民ハ決して国家法律が此罪惡を行ふことを恕す可らず。

西人曰く、人の生命ハ地球よりも重しと。夫れ世に地球よりも重きの生命を断たしむるに相当する程の犯罪ある乎。縦令如此きの犯罪ありとするも、誰か能く之を判別することを得る乎。神なら

¹ 家永三郎「明治時代の死刑廃止運動」社会改良 一卷三号(昭和三十一年三月)

² 正木亮「死刑廃止の理論活動と運動」刑政 六十九卷八号(昭和三十二年八月)

³ 斎藤静敬『死刑再考論』表現社(昭和三十二年十月)(新版(昭和三十五年四月))

⁴ 辻本義男『史料日本の死刑廃止論』成文堂(昭和三十八年四月)

⁵ 団藤重光『死刑廃止論』有斐閣(平成三年十一月)

⁶ 三原憲三『死刑存廃論の系譜』成文堂(平成三年十二月)一一五頁。ただし氏の前著『死刑廃止の研究』成文堂(平成二年八月)の方には紹介されていない。

⁷ 後義輝「個人の尊厳は絶対に不可侵である」NCCD六号(平成八年十一月)

⁸ JCCD 50号(平成元年十月)

⁹ 句読点は、今日の用法に、仮名遣い及び送り仮名は原文のまま、また、漢字は当用漢字に変更した。改行一字さがりは筆者による。

ずして誰か能く人の生命を断つべしと宣告し得るの資格を有する乎。

彼ハ人を殺せり、故に殺さざる可らず。是れ豈に暴を以て暴に代へ、罪惡を以て罪惡に代ふる者に非ずや。古へ放火を為す者ハ即ち焚死の刑に処せり。其不正無法なるや論なし。而も人を殺せりと云ふを以て直ちに之に死を与ふ、猶ほ火刑を以て放火に処するが如きに非ざる乎。

刑罰は懲戒也。復讐にあらず。死刑ハ之を報復に用ふる妙なるあらん。懲戒に用ひて何の効果ある乎。孔子曰く、其罪を憎んで其人を憎まずと。今の死刑ハ其罪を憎むと同時に、実に其人を憎む者也。其人を憎んで三寸息断たしむ。懲戒の具たるに在ん哉。

吾人ハ実に絶対の悪人なる者を創造すること能はず。而して実に之有ることを信ずる能はず。縦令之有りとすも、而も人ハ決して之を判別し得可からずして、而して其生命を絶つる権利ある可らざる也。況んや其宣告の錯誤に出るを免見するも、一たび刑を行ふや遂に回復の途なきをや。況んや道德の標準や程度や、常に其世代に随つて異なるをや。豈に其死に当するの永遠に通じて動かす可らざるのを犯罪なるものあらんや。而して死刑ハ永遠に地球よりも重き生命を断送する也。

更に見よ。彼の一点の悪意を存せざるも、其行為の唯だ当時の法律に抵触するが故に之に死刑を宣するが如きは、慘にして酷ならずや。彼の乱臣賊子として死する者、数年若しくは十数年の後に於て嘖々として忠臣義士の名を称せらるる、往々にして然り。国事犯罪人の死刑の如きハ、非理の尤も甚だしく暴の尤も極まれる者也。

故に死刑を存するハ文明国民の恥辱也。而して実に罪惡也。吾人の刑法改正案が衆議院委員会の案上に在るの今日に際して熱心に其廃止を主張して、委員諸君の思を此に致さんことを希望する者也。」

〔出典〕萬朝報 三、〇三五号 明治三十五年三月三日付

『新聞集成明治編年史(第十一卷)』財政經濟学会 昭和十一年。

『幸徳秋水全集(第四卷)』明治文献 昭和四十三年。

『明治ニュース事典(第六卷)』毎日コミュニケーションズ 昭和六十年

秋水の死刑廃止論の第一の論点は「人に人を殺すの権利はなく、殺人はいかなる場合においても罪惡であつて、死刑が国家法律の名において行われようとも、殺人は殺人であり、罪惡であることに変わりはない」という点にある。第二には「刑罰の目的は懲戒にあり、報復ではないのであつて、罪ある者の命を断つ死刑は、懲戒の用をなし得ない」とする。第三は「誤判により死刑が執行されたならば回復の道がない」ということ。そして、「法や道德は時代により標準を異にし、今死刑にあたる罪といえども時を経てなお変化がないとは言ひ難く、殊に国事犯罪人には、死後にその評価の逆転するもの多く、今、時の法律に抵触するからといって、死刑にするのは残酷であり、非理極まるものである」とする。「人の生命ハ地球よりも重し」と後年最高裁の判決において用いられた、かの名台詞が、既にこれに用いられているということは、秋水が『西国立志編』の読者であつたということを示していよう。

明治四十二年十月二十六日付の「萬朝報」に秋水の投書が掲載されている。スペインの無政府党员フェレルが死刑に処せられ、「国法を無視する無政府党员として確かに死刑に値ひす」と報ぜられことに抗議して、そのように「軽々に論断せらるることを悲しむものにて候」と結んでいる¹⁰。秋水が奥宮健之に爆弾の製法をたずね、その処方方を教えられたころのことである。

いわゆる大逆事件の容疑により、秋水は、明治四十三年の六月一日に検挙され、同年十二月十四日の早朝に死刑を求刑される。彼は死刑の宣告を受けるであろうことを予感しつつ「死刑の前腹案」と題する手記を書

¹⁰ 『幸徳秋水全集(第六卷)』明治文献(昭和四十三年十一月)

き残した¹¹。この手記は、「私は死刑に処せられるべく、今東京監獄の一室に拘禁せられて居る」という書きだしをもって始まっており、彼の死生観や死刑観が一万一千字余りの文章に綴られている。没後に刊行された獄中の書『基督抹殺論』に続く著作ではあるが、未完におわり、絶筆になった。初めて公刊されたのは、戦後のことのようにである。

秋水は、この手記の中で、死刑を恐れる気持ちは露ほどもないことを表明しつつ、「人間の死ぬのは最早問題ではない。問題は実に何時如何にして死ぬかにある」とし、また、多くの不自然死の例を挙げながら「天寿を全うする必ずしも幸福ではない」「人生は死処を得ることが難しい」とも述べており、自らはあるいは死処を得たかの如く思いなしているやに窺われる内容となっている。そして、ソクラテスや吉田松陰ら刑死者の例を挙げるなどして、刑台に死したる者の光栄、名誉を数え、「死刑てふこと、其事は私に取って何でもない」「今の私一個としては、其存廢を論ずる程に死刑を重大視して居ない」としつつ、「謂ふに人に死刑に値ひする程の犯罪ありや。死刑は果たして刑罰として当を得たる者なりや。古来の死刑は果たして刑罰の目的を達するに於て、能く其効果を奏せりやとは、学者の久しく疑ふ所」であると述べている。

死刑囚の死刑を執行されるまでの心理を思えば、その手記どおりの心境にあったか否かは、いくたびも疑っていいことである。が、明治四十四年一月二十四日、その死刑に立ち会った沼波政憲教諭師が、後年「幸徳伝次郎は、絞首台上に上がるや従容として挙止些かも取り乱したる様子は見えなかった」¹²と語っているところを見れば、秋水の死刑に立ち向かう姿勢は、正に手記に表現されたとおりの心境にあったものと思われる。この手記は、更に書き継がれる予定であったが、その機会は死刑の執行によって断たれてしまった。もし、これが更に書き継がれていたならば、この絶筆に提示された死刑の効果に関する疑問や、刑罰としての死刑についての根源的懐疑論は、更に明確に展開されていたのかもしれない。

死刑執行の迫り来るさ中であって、秋水によって詠まれた辞世が伝えられている。

区々成敗且休論
千古惟応意気存
如是而生如是死
罪人亦覚布衣尊

というものであり、明治四十四年一月十八日の日付が残されている¹³。従容として死に就き、身を鴻毛の軽きに比する思いはありながらも「罪人亦布衣の尊きを覚ゆ」と命の大切さにも思い至っている。

刑死直後の明治四十四年二月十五日発行の週刊「社会新聞」第七十六号に、幸徳の署名入りで「自分の如きは」と題する記事が掲載されている。それには「自分の如きは死刑の極刑固より覚悟せし處なり。唯殺されただけでは勿体なし、殺した上何とかせられても千万残念とは思ひ居らず、唯他の十一名は気の毒なれども難船にでも乗り合わせたと思ひて断念して貰ふの外なし自分は死刑の申譯を受けたる後始めて一切の責任を解除されたるが如き心地したり、是にて自分も元素に復して死するを得。」とある¹⁴。

¹¹ 神崎清編『大逆事件記録(第一巻)新編獄中手記』世界文庫(昭和三十九年三月)
〔『幸徳秋水全集(第六巻)』明治文献(昭和四十三年)。近代日本思想大系(第十三巻)
『幸徳秋水集』筑摩書房(昭和五十年刊)〕

¹² 絲屋寿雄『増補改訂大逆事件』三一書房(昭和四十五年四月)

¹³ 『幸徳秋水全集(第八巻)』明治文献(昭和四十七年六月)

¹⁴ 同上

二 その生涯の大略

幸徳秋水¹⁵、本名は幸徳伝次郎、明治四(一八七一)年土佐の中村(現在の高知県中村市)に生まれる。父は薬種商兼酒造業であったが、秋水が満一歳になったばかりの夏に長逝してしまい、その後の幸徳家は母多治によって支えられた。秋水は、戸籍上は三男であったが、長兄が夭折、次兄は伯父方の養子に出されていたため、長男的役割を負わされながら養育された。

満五歳で中村小学校に入学、八歳で木戸鶴州の漢学塾修明社に入り、知的に早熟の少年であったという。十歳で中村中学校に進んだころから、自由党熱に浮かされるようになり、十四歳のころ、林有造が中村にオルグに来て自由党幹部に初めて面接する機会を得、更に板垣退助にも会って感激した秋水は、明治二十年十六歳にして上京し、林有造の書生となったが、その年十二月には保安条例により、都内から追放された。十七歳にして中江兆民の学僕(のちに書生)となり、兆民の家に住み込み、兆民の若き日の号「秋水」を与えられるに至った。二十三歳時板垣退助の主宰する「自由新聞」の記者となり、「広島新聞」、大岡育造の「中央新聞」などを経て、三十一年二月土佐郷土の出身たる黒岩涙香の「萬朝報」に入社し、以後ほぼ六年の間縦横にその筆を揮い、次第に社会主義への傾斜を深めていった。

明治三十年に結成された「社会問題研究会」や「社会主義研究会」(三十七年に解散させられる)などにも加盟するようになった秋水は、三十三年兆民の請託により、「萬朝報」に「自由党を祭る文」を発表する。秋水一代の名文であるとされている。三十四年安部磯雄らとともに結成した「社会民主党」は、直ちに禁止された。この年、足尾鋳毒事件に関連して田中正造が明治天皇に直訴を試みたが、その直訴文も、田中正造の依頼により、秋水が執筆したものであったという。

明治三十六年には、満州を占領するロシアに対する開戦論と、非戦論とが激しく戦わされた。「萬朝報」にあって秋水は、堺利彦、内村鑑三らとともに非戦の主張を繰り返したが、社長の黒岩涙香が開戦論に傾いたために彼等は揃って「萬朝報」を退社した。同年十一月十五日、堺利彦らと週刊「平民新聞」を発刊し、非戦論の陣頭に立ち健筆をふるうこととなった。三十七年に渡米し、アメリカ社会党に入党、帰朝のち週刊平民新聞第五二号に執筆した「小学教師に告ぐ」により、三十八年禁錮五か月の判決を受け、二月から七月まで服役した。三十九年在米日本人の「社会革命党」の結成に参加し、四十年には、日刊平民新聞に「社会主義の運動は議会主義を止めて団結せる労働者の直接行動を望む」とする論を発表し、ついには無政府主義への転形を遂げたのであった。

大逆事件の検挙が始まり、秋水は明治四十三年六月一日に逮捕され、四十四(一九一一)年一月十八日に死刑を宣告され、二十四日絞首刑の執行がなされた。行年三十八であった。獄中の秋水に面会した母多治は、帰郷後間もなくの四十三年の暮れに病没した。自殺であったとも伝えられる。

その著作は『幸徳秋水全集(全十二巻)』(明治文献)に収められており、戦後に、岩波文庫から『廿世紀之怪物・帝国主義』(明治三十四年)、『兆民先生』(明治三十五年)、『社会主義神髓』(明治三十六年)、『基督抹殺論』(明治四十四年)などの著書、クロボトキン著『麵麩の略取』(明治四十二年)の翻訳が出版された。『平民新聞論説集』(岩波文庫)にも彼のものが多く収められている。その他にも論文集『長広舌』(明治三十五年)、『平民主義』(明治四十年)その他の著述を残しており、堺利彦とともにマルクスの『共産党宣言』の邦訳(明治三十七年)を逸早く世に贈った先駆的業績も高い評価を受けている。『経済組織の未来(社会的総合盟罷工論)』(明治四十年)は、ローラーの著を翻訳し、これを秘密出版したものであったという。その多くの著書が戦前の秋

¹⁵ この項の執筆にあたっては、主として飛鳥井雅道『幸徳秋水』中公新書(昭和四十四年)『幸徳秋水全集(全九巻、別巻二、補巻)』明治文献(自昭和四十三年至昭和四十八年刊)を参考にした。

水抹殺の歴史から解き放たれて光を浴びるに至ったのは、すべて戦後のことである。

三 余語録

飛鳥井雅道『幸徳秋水』(中公新書)の帯には「まれにみる名文章と激しい弁舌、そしてなによりもその先駆的理論構築により、日本の社会主義に一潮流をつくりながら、死刑十二名、無期十二名という「大逆事件」にまきこまれ、絞首台上に消えねばならなかったことは、日本の革命運動にとって不幸なことであった」と書かれている。

また、自由新聞で同僚だった小泉三申(策太郎)は、その著『懐往時談』において「背の低い色の黒い、風采甚だあがらざる青年が一人居って、これが幸徳なんだ。丁度同年配、詳しくいふと幸徳が一つ年上だがね。小男だったから、なんだか私の方が兄貴のやうな気がしてをった。勿頸の交はりといふんだらうね。生涯の親友であったし、今もって忘れることの出来ないほどの交際をつづけた。」¹⁶と記している。

一挙に十二名という大量にして凄惨なる死刑の執行に立ち会った沼波政憲は、その後間もなく教誨師の職を辞した。

¹⁶ 小泉三申『懐往時談』中央公論社(昭和十年十一月)